

平成20年1月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 山崎芳幸

平成19年(ハ)第5644号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年12月6日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

坂 入 高 雄

西 牧 佑 介

(送達先)

被 告

同代表者代表取締役

(送達先)

被 告

主 文

- 1 原告の主位的請求を棄却する。
- 2 被告<sup>A</sup>は、原告に対し、110万円及びこれに対する平成19年1月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の予備的請求を棄却する。
- 4 訴訟費用中、原告と被告<sup>A</sup>との間においては、原告に生じた費用の6分の5を同被告の負担とし、その余は各自の負担とし、原告と被告<sup>B</sup>との間においては、全部原告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

(主位的請求)

被告らは、原告に対し、連帯して132万7946円及びこれに対する平成19年1月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(予備的請求)

被告<sup>A</sup>は、原告に対し、129万2106円及び内金110万円に対する平成18年8月10日から、内金7万2106円に対する平成18年11月15日から、内金12万円に対する平成19年3月20日から各支払済みまで各年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

(主位的請求)

- (1) 原告は、平成18年7月28日、「<sup>A</sup>」との屋号で自動車（主に中古車）販売を業としている被告<sup>A</sup>（以下、「被告会社」という。）から、1997年（平成9年）式ボルボ850ステーションワゴンの中古車（車体色：赤，以下、「本件車両」という。）を、代金合計110万円で買った（以下、「本件売買契約」という。）。当時被告会社は、自らのホームページ上に「ボルボ専門店」、「正規輸入ディーラー車専門店」と表示し、「VOLVO」という商標を掲載していた。被告<sup>B</sup>（以下、「被告<sup>B</sup>」）という。）は、被告会社の代表取締役である。<sup>B</sup>
- (2) 本件売買契約当時、本件車両の走行距離計は8万1500キロメートルを指しており、被告会社は、ホームページ上本件車両の走行距離を約8万1500キロメートルであると広告していた。
- (3) しかし、本件売買契約当時、本件車両の走行距離計は改ざんないし交換されており、本件車両の実際の走行距離は少なくとも12万キロメートルを超えていた。しかるに被告<sup>B</sup>及びその指示を受けた被告会社従業員<sup>C</sup>（以下、「<sup>C</sup>」）という。）は、原告に対し、故意に、当該改ざんないし交換の

事実を告げず、走行距離及び走行距離計につき何ら説明を行わなかった。

(4) 原告は、上記(3)の説明がなかったこと、同(1)記載のとおり被告会社の「正規輸入ディーラー車専門店」等の表示により被告会社がボルボ社の正規輸入代理店であるかのような印象を抱いていたことから、本件車両の走行距離計は正常であり走行距離は約8万1500キロメートルであると信じて本件売買契約を締結し、代金を支払い、平成18年8月26日本件車両の引渡を受けた。

(5) 以上によれば、本件売買契約は、被告**B**及び被告**C**が走行距離計の改ざんないし交換という中古車取引上極めて重要な事実をあえて説明しなかったため、原告が本件車両の走行距離計は正常であると誤信させられ締結したもので、被告**B**らの行為は詐欺であり被告両名に不法行為が成立する。

(6) 原告は、被告会社に対し、平成18年11月15日到達の書面で本件売買契約を上記詐欺を理由に取り消す旨の意思表示をなしたが、同詐欺により以下の損害を被った。

ア 本件車両代金 110万円

イ 駐車場料金 5万3806円

本件車両の車庫証明取得及び保管のため駐車場賃借（平成18年8月11日乃至同19年1月24日）

ウ 駐車場契約仲介手数料 1万5750円

エ 保管場所証明書発行手数料 1050円

オ 自動車保険の保険料 3万5840円

カ 査定手数料 1500円

財団法人日本自動車査定協会に本件車両の走行距離査定依頼

キ 弁護士費用 12万円

(7) よって、原告は、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として132万7946円及びこれに対する不法行為の後の日である平成19年1月

25日からの民法所定の遅延損害金の連帯支払を求める。

(予備的請求)

- (1) 本件売買契約は、消費者契約法に定める消費者契約である。
- (2) 本件車両は中古車であり、その走行距離は、車両の質に関する事項であると共に購入するか否かの判断にとって極めて重要であるから、消費者契約法4条1項1号の「重要事項」に該当する。
- (3) 被告会社は、12万キロメートル以上の走行距離を示していた本件車両の走行距離計を、8万1500キロメートルを示すものと交換した上、本件車両を広告するためホームページに走行距離約8万キロメートルと記載した。また、本件売買契約締結の際、本件車両のプライスボードには走行距離8万1500キロメートルと表示されていた。
- (4) 上記(2)、(3)によれば、被告会社は、原告に対し、本件売買契約締結に際し、重要事項につき事実と異なることを告げた（不実告知）といえるところ、原告は、事実を知っていれば本件車両を買わなかったのであり、上記不実告知により本件車両の走行距離を誤信し本件売買契約を締結したものである。
- (5) 原告は、被告会社に対し、平成18年11月15日到達の書面で、上記不実告知を理由に消費者契約法4条1項1号に基づき本件売買契約を取り消す旨の意思表示をなしたから、本件車両代金は被告会社の不当利得となり、原告はその返還請求権を有する。また、本件車両の走行距離計は被告会社が交換したもので、被告会社は、本件売買契約が不実告知で取り消される事情を知っていたのだから、上記不当利得につき悪意の受益者というべきであり、代金受領時からの法定利息支払義務も負担しなければならない。ところで、原告は、本件車両保管のため駐車場料金を負担しているところ、本件売買契約の取消により被告会社は本件車両の引取義務を負うのであり、本件車両保管費用は同社が負担すべきことになる。そうすると、原告が上記駐車場料金を支出したことは、原告の損失で被告会社が利得したものであり、同駐車場

料金も、不当利得返還請求の対象となる。原告は、被告会社に対し、上記取消通知到達日の翌日以降の同費用につき不当利得返還請求権を有する。

(6) 被告会社は、本件売買契約が消費者契約法違反であることが明白であるにもかかわらず、上記(5)の不当利得返還義務を任意に履行しようとしなかった。そのため原告は、弁護士に依頼して本訴を提起せざるを得なかったもので、被告会社の本件係争自体が不当抗争であり不法行為である。

(7) 上記(5)の不当利得返還請求権の対象は、主位的請求の請求原因の要旨(6)の「ないしエ及びカ」であり、上記(6)の不法行為に基づく原告の損害は、弁護士費用相当額12万円を下らない。

(8) よって、被告会社は、原告に対し、不当利得返還請求権に基づき117万2106円及び内金110万円に対する本件車両代金受領時である平成18年8月10日から、内金7万2106円に対する本件売買契約取消時である平成18年11月15日から、それぞれ支払済みまでの法定利息の支払並びに不法行為による損害賠償請求権に基づき12万円及びこれに対する本訴提起日である平成19年3月20日からの民法所定の遅延損害金の支払を求める。

## 2 争点

本件売買契約は、<sup>C</sup> または被告<sup>B</sup> の欺罔行為によりなされたものか。欺罔行為がなかったとしても、被告会社の不実告知によりなされたものか  
(被告らの主張)

本件売買契約締結の際、<sup>C</sup> は、原告に対し、本件車両の走行距離計が修理されていることを説明し、そのため価格が安い旨告げている。また、本件車両の仕入価格は約36万円であり、これを車両本体価格68万円の適正価格で売却している。<sup>C</sup> 及び被告<sup>B</sup> に欺罔行為はないし、原告は、本件車両の走行距離が走行距離計と異なることを知った上で本件売買契約を締結した。

## 第3 理 由

1 詐欺の成否（主位的請求）について

(1) 被告らは、主位的請求の請求原因事実の要旨(1)の事実につき争うことを明らかにしないから、これを認めたものとみなされる。また、証拠（甲6，7，18，乙3，7，原告本人，被告<sup>B</sup>本人，証人<sup>C</sup>）及び弁論の全趣旨によれば、本件売買契約締結当時、本件車両の実際の走行距離は12万2000キロメートル以上であったこと、その事実を<sup>C</sup>も被告<sup>B</sup>も知っていたこと、当時の被告会社のホームページ上には、本件車両の走行距離が8万キロメートルないしは8万1500キロメートルと掲載されていたこと、原告は当該被告会社のホームページを見ていたこと、原告は中古車購入に際しその走行距離が10万キロメートルを超えているか否かを重視していたこと、原告が被告会社店舗で本件車両を見た際、そのプライスボードには走行距離が8万1500キロメートルと表示され、走行距離計も同数字を示していたこと、その際原告は<sup>C</sup>に当該数字に端数がないことにつき感想を述べたが、<sup>C</sup>から特に説明はなかったことが認められる。このほか、原告は<sup>C</sup>に、何故本件車両は他の展示車両に比べ価格が安いのか尋ねたこと、これに対し<sup>C</sup>は、他はターボ機能が付いていたり付属部品が付いていたりする旨答えたこと、また原告は、中古車は走行距離が10万キロメートルを超えるとあまり調子がよくないのではないかと尋ねたこと、これに対し<sup>C</sup>は、点検整備をしていないとそういうことはある旨答えたことが認められる。

(2) 上記(1)認定の事実によれば、原告は、本件売買契約締結の際、本件車両の実際の走行距離が約12万キロメートルであることを知らず、約8万キロメートルであると考えて本件売買契約を締結したと解するのが相当である。この点<sup>C</sup>は、本件売買契約締結に先立って、走行距離計が修理されている旨及び実際の走行距離が約12万キロメートルである旨原告に告げたと証言する。しかし、原告は、本人尋問でこれを明確に否定している上、上記(1)認定のとおり走行距離が10万キロメートルを超えるか否かを重視していたのだ

から、本件車両の走行距離がホームページで把握していた情報と大きく異なり10万キロメートルを大幅に超えると知った場合、それにもかかわらずその場で直ちに本件売買契約締結することは極めて考えにくいといわざるを得ない。しかるに本件売買契約は、原告が被告店舗に出向き本件車両を初めて見たその日に締結されているから、仮に原告が本件車両の真の走行距離を知った上で契約したとすると、原告には、走行距離の予想外の不利益を不問にするような特別な理由があったと解さざるを得ない。しかし、全証拠によるも、そのような特別な理由を認めるに足る事実は認められないし、他に原告が事実を偽って有効な本件売買契約の取消をあえて主張したり、さらに本訴を提起したりするような事情も認められないから、同証言は直ちに採用することはできない。

ところで<sup>C</sup>は、本件車両の実際の走行距離が12万キロメートルを超えていることを知っていたことが認められるが、原告に対し、本件車両の走行距離を約8万キロメートルである旨告げる等積極的に欺罔行為を行ったと認めるに足る証拠はない。むしろ<sup>C</sup>は、原告との間で、上記(1)認定のとおり、走行距離計の端数のない数字のことや走行距離が10万キロメートルを超える中古車の性能等に関する話題が出たことから、本件車両の走行距離が走行距離計とは異なることを原告が理解しているのではないかと思ひ込み、真実の走行距離に触れないまま本件売買契約締結手続を進めたことがうかがえる。そうすると、<sup>C</sup>には、原告を積極的に欺罔する意思も、原告が走行距離を誤信していることを利用し、実際の走行距離につきあえて沈黙して本件売買契約を締結させようとする消極的な欺罔の意思もなかったというべきである。また、原告は、被告<sup>B</sup>が<sup>C</sup>と共同して原告を欺罔し本件売買契約を締結させたとも主張するが、全証拠によるもこれを認めるには足りない。

## 2 不実告知の存否（予備的請求）について

(1) 上記1の(1)で認定したとおり、被告会社は、本件車両の実際の走行距離が

約12万キロメートルであったにもかかわらず、ホームページでも店舗内の  
プライスボードでも走行距離を8万キロメートルないし8万1500キロメ  
ートルと表示し、本件売買契約締結に際してもこれを明確に訂正したとは認  
められないから、本件売買契約締結にあたり、原告に対し不実の告知があっ  
たというべきである。そして原告は、上記1の(1)で認定したとおり、走行距  
離が10万キロメートルを超えないことを重視していたことが認められるか  
ら、本件車両の走行距離が約8万キロメートルであることを信じたからこそ  
本件売買契約を締結したものと解される。被告会社は、本件売買契約は本件  
車両の走行距離が不明との前提でなされたもので、原告もこれを了解してい  
たと主張し、契約締結を証する注文書（甲2の1，2の2）には、これに沿  
う記載がある。また、本件車両引渡の際原告に交付された同車両の保証書（乙  
1）及びその際原告が署名した納車受領書（乙2）にも、上記主張の事実を  
うかがわせる記載がある。しかし、本件車両の走行距離は約12万キロメー  
トルと分かっていたのであり、不明と変更しても事実を伝えたことにはなら  
ない。また、上記注文書がプライスボード等と異なる内容になっているので  
あるから、その作成の際これを原告に対し明示的に説明すべきところ、  
ないし被告がその内容を説明した事実を認めるに足る証拠はなく、上記  
注文書によっても上記認定を覆すには足りない。さらに、上記保証書及び納  
車受領書は、本件売買契約締結後に交付ないし作成されたものであり、その  
時点で原告が本件売買契約の取消事由を知ったと言えるか否かは別として、  
これらをもって直ちに原告が本件売買契約締結時に本件車両の走行距離が不  
明であることを了解していたと認めるには足りない。

以上によれば、本件売買契約は、被告会社の不実告知により締結されたとい  
うべきであるから、消費者契約法4条1項1号による取消が可能であり、  
原告のこの点に関する主張は理由がある。

(2) ところで、原告は、被告会社に対し、本件売買契約につき平成18年11



月15日到達の書面で上記消費者契約法による取消の意思表示をなした旨主張する。しかし、証拠（甲8の1、8の2、9の1、9の2）によれば、同書面は詐欺による取消の意思表示をなしたものであり、消費者契約法による取消の意思表示は、平成19年1月25日被告会社に到達したと認めるのが相当である。また、当該意思表示の到達により、被告会社は、本件売買契約が遡って無効となり同契約により得た利得を返還すべき義務があることを知ることになるから、上記意思表示が到達した平成19年1月25日以降は不当利得の悪意の受益者となるというべきである。原告は、被告会社が本件売買契約当時から消費者契約法による取消事由があることを知っていたから、同契約に基づく売買代金受領時から悪意の受益者であると主張する。しかし、■■■■は、上記1の(2)のとおり、本件売買契約当時原告が本件車両の走行距離が不明であることを了解していたと思い込んでいたといえるし、全証拠によるも、被告■■■■が本件売買契約当時、原告が本件車両の走行距離を誤信していることを認識していたとの事実を認めるには足りないから、被告会社が上記取消事由があることを認識していたとまではいえず、原告の主張は採用できない。

- (3) 次に、原告は、本件売買契約取消に伴い被告会社が原告に返還すべき利得として、前記第2の1の主位的請求の(6)アないしエ及びカを主張する。このうちアは、本件売買契約により被告会社が受けた利得であり、同契約の取消により返還すべきことはいうまでもない。しかし、イないしエは、いずれも原告が、本件売買契約が取り消されるまでの間に、同契約により取得した本件車両を利用するために支出した金員であり、原告の損失とはいえないし被告会社にそれに見合う利得があったともいえないから、原告の主張は理由がない。また、カは、被告会社が消費者契約法違反の契約を締結したことで原告が負担させられた費用であるが、原告の支出により被告会社がその分不当に利得したという関係には立たず、原告の主張は理由がない。

3 不当応訴による不法行為の成否について

被告会社は、消費者契約法による本件売買契約取消を争い、原告の不当利得返還請求に任意に応じていないが、原告と被告会社の本件紛争に関する事実認識は異なっており、被告会社の応訴が直ちに明らかに不当なものとは解されない。また、他に応訴を不当と認めるに足る証拠もない。従って、被告会社の応訴が原告に対する不法行為になるとの原告の主張は採用できない。

4 以上によれば、原告の主位的請求は理由がなく、予備的請求は、110万円及びこれに対する平成19年1月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を求める限度で理由がある。

東京簡易裁判所民事第4室

裁 判 官                      長 澤 正 人

これは正本である。

平成20年1月17日

東京簡易裁判所民事第4室1係

裁判所書記官 山崎 芳

